

立地適正化計画（案） 新旧対照表

頁・行	修正前	修正後	備考
6・見出し	<p>(1) 茨城県総合計画「<u>いばらき未来共創プラン</u>」 (平成28年3月策定) 基本構想</p> <p>・計画期間：<u>平成28年(2016年)3月～平成62年(2050年)頃</u></p>	<p>(1) 茨城県総合計画～「<u>新しい茨城</u>」への挑戦～ (平成30年11月策定)</p> <p>・計画期間：<u>平成30(2018)～令和3(2021)年度</u></p>	<p>茨城県計画推進課より</p> <p>2050年を展望した基本構想を掲載したが、直近4年間の計画を反映するよう修正</p>
28・1	<p>○<u>JR神立駅周辺におけるJR常磐線による鉄道の利便性は高くなっていますが、バス交通網は、主にJR土浦駅をターミナルとしたネットワークとなっており、市内を移動する公共交通ネットワークは不足しています。</u></p>	<p>○JR神立駅の乗車人員は減少傾向にあるものの、JR常磐線の周辺駅の乗車人員と比較して減少率は低く、特に近年は安定した利用ニーズがあることが分かります。</p> <p>○バス交通網は、路線バスの利用者数は増えていますが、デマンド型乗合タクシーの利用者数は減少しており、霞ヶ浦広域バスや千代田神立ラインのサービス拡充とともに、郊外部も含めた市内を移動する公共交通ネットワークの充実が求められます。</p>	<p>茨城県都市計画課より</p> <p>グラフからは鉄道の利便性が高くなっているとは言いがたいことから適切な表現に修正</p>
49・表	<p>「その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域」を<u>イエローゾーンに含めていた。</u></p>	<p>市街化区域の冠水箇所については、イエローゾーンには該当しないため、<u>その他の枠を設けて整理した。</u></p>	<p>茨城県建築指導課より</p>

頁・行	修正前	修正後	備考
73・表	<u>公園を誘導施設に設定していた。</u>	届出上の運用を踏まえたうえで、 <u>誘導施設から除外したが、積極的に整備を推進する旨を欄外に記載</u>	茨城県調整会議より
77・施策5表	～複合交流施設の整備や、観光交流拠点として～の整備を <u>検討する。</u>	～複合交流施設の整備を <u>推進する。</u> また、観光交流拠点として～の整備を検討する。	
83・施策11	市街化調整区域における開発許可等の <u>区域指定制度を適切に運用すること</u> で、 <u>市街化調整区域の過剰な宅地化を抑制し、居住誘導区域内の人口密度を維持します。</u>	市街化調整区域における開発許可等の <u>基準について、居住誘導区域内の人口密度等を踏まえながら、区域指定制度を引き続き活用し適切な運用を図ります。</u>	茨城県建築指導課より 区域指定制度そのものは宅地化を抑制するものではないため、表現を修正
85・表	既存立地数 <u>39</u> 施設 立地目標 <u>49</u> 施設	既存立地数 <u>36</u> 施設 立地目標 <u>44</u> 施設	公園の除外：-4 福祉機能：-1 商業機能：+2